

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年8月まで

私は、申立期間当時、国民年金の保険料納付は、自宅に集金に来ていた収納指導員を通して行っており、年金手帳に貼付されている昭和49年度国民年金保険料領収証には、申立期間全てについて「納付」と押印されているが、オンライン記録では、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間、同年7月及び同年8月は国民年金の未加入期間となっている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳は、昭和49年12月以降に交付されたオレンジ色の年金手帳であり、貼付されている昭和49年度及び50年度の国民年金保険料領収証の押印状況によると、昭和51年1月頃に再交付されたものと考えられる上、当該年金手帳に貼付された昭和49年度国民年金保険料領収証によると、申立期間には「納付」と押印されていることが確認できる。

また、このことについて、A町は、「当時、年金手帳には検認印を押していたが、申立人の年金手帳に押されている「納付」の印は、国民年金被保険者名簿に使用していたほか、亡失等により年金手帳を再交付する場合に、同名簿の納付記録を確認した上で、再交付する年金手帳に押印していた。」と回答しており、申立期間においても国民年金に加入し、納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者期間とならない期間であることから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年7月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金被保険者記録については、訂正する必要があると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年7月まで
② 平成元年4月から2年3月まで

申立期間①について、当時は、収入も無く国民年金保険料を納付できる状況ではなかったにもかかわらず、定額保険料だけでなく付加保険料も納付済みとなっているのは考えられない。

申立期間②について、当時、申請免除を承認する旨の通知が送られてきた時に、社会保険事務所（当時）等に免除を申請していないと抗議し、当該承認が取り消されたことを記憶している。

いずれも真実ではない不正な処理であるため訂正すべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、国民年金保険料を納付していない、申立期間②について、保険料の免除申請も納付もしていないと主張しているが、申立期間①については、特殊台帳及び申立人が申立期間後に居住していたA市の国民年金被保険者名簿において、いずれも定額保険料と付加保険料の納付済期間となっており、申立期間②については、申立人が当時居住していたB市の国民年金検認状況一覧表及び申立人が申立期間後に居住していたA市の国民年金被保険者名簿において、いずれも申請免除期間となっていることが確認でき、これらの記録内容に不合理な点は見当たらない。

また、昭和56年度、60年度、61年度及び62年度の免除記録が、その後取り消されている記録は確認できるものの、申立期間②の免除記録が取り消された形跡は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人の申立期間①及び②の国民年金被保険者の記録を訂正する必要があると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで

私は、前勤務先を退職した後、昭和 61 年 9 月から保育所で短時間のパートタイマーとして働くことになったため、A 市役所で国民年金に加入する手続きを行い、少し割安になった国民年金保険料を B 銀行 C 支店でまとめて納付したが、国側の記録では、国民年金の未加入期間となっている。年金は必ず納付するものだと思い、当たり前のように納付していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の払出し状況などから、D 町（現在は、A 市）において国民年金の被保険者資格取得日を昭和 63 年 3 月 27 日として同年 5 月頃に払い出され、この頃に加入手続きがなされたものと推認できることから申立内容とは符合せず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、加入手続きの際の状況並びに国民年金保険料の納付月数及びその保険料額の記憶が定かではなく、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 967 (事案 825 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月頃から 32 年 3 月頃まで

前回の申立ての結果、第三者委員会は、申立てに係る A 社において、私が常勤の従業員ではなく、家業の製塩業と兼業して勤める短時間勤務の従業員であったこと、及び同社には、厚生年金保険に加入していない従業員が多数存在したことから、年金記録の訂正は認められない旨判断しているが、私が同社に常時勤務していたことを証明する新たな証言及び私が独自に調査した厚生年金保険料の控除に関する新たな事実を提出するので、再度、審議の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社の複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは認められるものの、i) 二人の同僚が、「同社には短時間勤務の従業員及び出勤日数の少ない従業員がいた。」旨供述している上、申立人の長女は、「申立期間において、申立人は、家業の製塩業にも従事していた。」と供述しており、申立人は、家業と兼業で同社に勤務していた可能性がうかがえること、ii) 3 人の同僚の供述によると、申立期間当時、同社には 60 人から 70 人程度の従業員が在籍していたと考えられるところ、厚生年金保険の被保険者資格を取得した人数は、36 人から 45 人程度であり、厚生年金保険に加入していない従業員が存在したと考えられること、iii) 同社は、昭和 28 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち、同日より前の期間については、適用事業所ではなかったこと、iv) 同社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主及び社会保険事務担当者は死亡しており、申立人の給与から保険料が控除されたことを確認

できる関連資料及び供述を得ることができなかったことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、i)「昭和 20 年頃、農地を 60 アール売却して 35 アールにまで減らし、農作業は私以外の家族が行っていたため、私は、農作業と兼業で A 社に勤務していたのではなく、常勤の従業員として同社に勤務していた。」と主張し、当該主張を証明する資料として申立人の夫に係る平成 23 年度固定資産税納税通知書を提出していること、ii)「製塩業は、天候に左右されるため収入が不安定であるが、私が同社に勤務すれば、毎月一定の収入を見込めることから、製塩業の繁忙期は、近隣の者を雇用して対応し、私は常時同社で勤務していた。同僚が所有する塩田でも、繁忙期に近隣の者を雇用していたことを確認した。」と主張していること、iii)「第三者委員会から送付された通知文における『母親は同社に入社するまでは、家事に専念していた。』という私の長女の供述は、第三者委員会によるねつ造である。」と主張していること、iv)「申立期間当時の同僚から、同社にはアルバイトがいなかったこと、及び私が、長期間に渡り毎月 24、25 日間同社で勤務していたことを聴取した上、その内容を記した文面に署名捺印^{なつ}してもらった。」と主張していること、v) 同社で勤務していた約 30 人の同僚に独自に聞き取り調査を行った結果、全員が厚生年金保険に加入し、かつ、アルバイトなどの短時間勤務の従業員ではなかったことが判明したことを理由として、再度申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された平成 23 年度固定資産税納税通知書から、申立人の夫が約 33 アールの農地を所有していることは確認できるが、このことから、申立人が、A 社に常時勤務していたものとは推認し難い。

また、申立人の主張において、申立人と同様に A 社の従業員であり、かつ、塩田を所有し、製塩作業の繁忙期には近隣の者を雇用していたとされる者は、「私が同社で働き始めたのは、製塩業を廃業してからであり、塩田を所有している間は製塩業だけで、同社では働いていない。また、申立人が同社で従事したとする作業は、いわゆる出来高払いで給料が支払われており、家業の合間に勤務していた者もいたと思うし、申立人が同社で勤務していたことも知らない。」と供述している。

さらに、申立人は、「第三者委員会が、私の長女の供述内容をねつ造した。」と主張しているが、「母親は、A 社に入社するまでは家事に専念していたと思うし、入社後は、同社以外の仕事はしていなかったと思う。」と供述したのは、申立人の長女ではなく、申立人の実妹の長女である。

加えて、A 社には短時間勤務の従業員がいなかったこと、及び申立人が同社で毎月 24、25 日勤務したことを証明する同僚として申立人が名前を挙げた者は、「申立人が、同社に勤務していたことは知っているが、幼少の頃のことで

あり、毎日フルタイムで毎月 24、25 日出勤していたかどうかは覚えておらず、給与は出来高払いだったので、人によって出勤日数や勤務時間も違っていたように思う。」と供述している上、昭和 32 年 8 月 1 日から 34 年 11 月 25 日までの間、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の夫の従兄妹は、「私は、29 年頃から 34 年 11 月までの間、同社に勤務し、煉瓦^{れんが}の製造作業に従事していた。給与は出来高払い制であり、勤務時間も決まっていなかったため、申立人が塩田で作業している間、まだ幼かった申立人の長男や近所の子供の子守をしており、申立人が同社で働いていた印象が無い。」と供述している。

また、申立人は、「A社の約 30 人の同僚に聞き取り調査を行い、全員が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、アルバイトなどの短時間勤務者はいなかったことを確認した。」と主張し、当該同僚のうち、23 人の姓のみを記載した資料を提出しているが、これらの者の氏名を記した資料の提出が無いことから、個人を特定することができず、当該 23 人の同僚が同社において厚生年金保険の被保険者であったか否か確認することができない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。
しかしながら、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、退職時に脱退手当金を請求した覚えも受け取った覚えもない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金決定支払伺が保管されているところ、当該決定支払伺には申立人の実家の住所地に近い郵便局名が記載されていることから、脱退手当金は当該郵便局で隔地払により支払われたものと推認できる。

また、前述の脱退手当金裁定請求書の「事業所名称及び所在地」欄には、A事業所の名称及びその所在地のゴム印が押されているとともに、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 4 月 1 日の前後約 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 34 人の支給記録を調査したところ、申立人を含む 26 人に支給記録が確認でき、そのうち 20 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係

る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年7月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
② 昭和 23 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで

申立期間①について、A市B区にあったC社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間②について、A市D区（現在は、A市E区）にあったF事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

両申立期間について、調べて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A市B区にあったC社に勤務していた。」と供述しているところ、管轄の法務局は、「申立期間において、C社という会社又は法人は見当たらないが、事業所名が類似したG社に係る商業登記簿謄本が確認できる。」と回答しており、当該登記簿謄本には、申立人が工場長であったと記憶している同僚が取締役として記載されていることから判断すると、申立人が申立期間当時に勤務していたとする事業所は、G社であることがうかがえる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、G社は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、G社は、前述の商業登記簿謄本によると昭和 19 年 10 月 10 日に解散しており、当時の役員の所在も確認できない上、申立人が工場長であったと記憶している同僚の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がF事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、F事業所は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない上、管轄の法務局においても同事業所の商業登記は確認できず、複数の同僚は、「同事業所は、個人事業所であった。」旨回答していることを踏まえると、同事業所は厚生年金保険の非強制適用事業所であったと考えられる。

また、複数の同僚は、「F事業所において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨回答している。

さらに、F事業所は既に廃業している上、事業主の所在も不明のため、厚生年金保険の取扱いや保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。